定 款

改 定 日:2024年6月26日

大栄環境株式会社

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、大栄環境株式会社と称する。英文では、Daiei Kankyo Co., Ltd.と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 廃棄物の収集運搬及び処理処分業
 - 2. 廃棄物の再資源化事業及び再資源化製品の販売
 - 3. 廃棄物処理施設及び再資源化施設、公害防止施設の企画、設計、施工、運営管理業務
 - 4. 廃棄物の計量証明業務
 - 5. 太陽光、風力、バイオマス、水素、地熱、廃棄物等を利用した発電事業並びに発電施設の運営 管理業務
 - 6. 汚染土壌の調査及び対策、収集運搬、浄化及び処理処分業
 - 7. 廃棄物等の無害化、減量化及び再資源化に関するコンサルティング業務
 - 8. 金属くず及び古物の回収、売買
 - 9. フロン破壊及び回収業務
 - 10. 一般貨物自動車運送業、海上運送業、港湾運送業及び倉庫業
 - 11. 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、防水工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業、機械器具設置工事業、清掃施設工事業の設計並びに施工、解体工事業
 - 12. 土木建築用、建設資材の販売
 - 13. 企業及び官公庁等における環境・再生可能エネルギー事業及び資源循環システムに関する調査、研究開発、企画、立案、コンサルティング業務
 - 14. 都市開発事業及び地域開発事業、地域再生事業に関するコンサルティング業務
 - 15. 環境アセスメントに関する調査測定業務
 - 16. 環境 (廃棄物、土壌、水質、騒音・振動、大気等) 検査及び分析に関する業務
 - 17. 廃棄物処理及び再資源化関連機械・器具の製造、販売、修理
 - 18. 環境問題等に関する人材教育事業及びイベント・講演会の企画、運営
 - 19. 環境配慮製品に関する企画、立案、販売及びコンサルティング業務
 - 20. 自然環境の保全・再生に関するコンサルティング業務
 - 21. コンピュータのソフトウェア及びハードウェア、情報システムの企画、開発、設計並びにそれらに関する製品の販売、賃貸、設置及び保守、運用
 - 22. 労働者派遣事業並びに有料職業紹介事業、再就職支援事業
 - 23. 農業及び林業の経営
 - 24. 不動産の売買、賃貸、管理及び運営並びにそれらの仲介及び斡旋
 - 25. 動産の管理、仲介、リース業
 - 26. 自動車の整備、修理、鈑金、塗装及びメンテナンス並びに自動車部品及び自動車用品の取付業務
 - 27. フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営
 - 28. ホテル、旅館等の宿泊施設、浴場等の入浴施設、遊技場、商業施設等の経営及び施設の賃貸
 - 29. スポーツ振興事業
 - 30. ガソリンスタンドの経営
 - 31. グループ会社の経営管理・総務・人事・財務関連業務及びその他必要と認めた業務に関するコンサルティング業務及び事務代行業務
 - 32. 前各号の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を所有することによるその会社の事業活動の支配及び管理

33. 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府和泉市に置く。

(機関の設置)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監查人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に 掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、360,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式の数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

- 第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、 その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 前項のほか、株主または質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があると きは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によってこれを定める。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に 関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令または本定 款のほか、株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を とるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
 - 2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、これ を議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。
 - 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。
 - 2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役(監査等委員以外の取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役 の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役社長1名を選定 し、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定するこ とができる。

(代表取締役)

- 第22条 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。
 - 2 前項のほか、取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決 に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当 該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事 録に記載または記録し、出席取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」 という)は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議をもって 定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる 取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く)との間で、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責 任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会決議によって定める取締 役会規程によるものとする。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員の選定)

第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

- 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただ し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、 議事録に記載または記録し、出席監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て決定する。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、取締役会の決議をもって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当)

第42条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録 株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。

(配当財産の除斥期間)

第44条 配当財産は、その交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払 義務を免れるものとする。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第45期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、第45期定時株主総会において決議された定款一部変 更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を限 定する契約については、なお、従前の例による。